

延滯金減免取扱要綱

函館市財務部

目 次

《延滞金減免取扱要綱》

1. 延滞金の減免について	1 頁
2. 延滞金の減免の一般的留意事項	1 頁
3. 市税条例第 11 条第 3 項による減免	1 頁
様式 延滞金減免申請書	3 頁
延滞金減免申請書の記載事項等	4 頁

《参考資料》

・ 地方税に基づく延滞金の減免 法律上当然免除される場合	5 頁
法律上免除できる場合	6 頁

延滞金減免取扱要綱

1. 延滞金の減免について

延滞金は一種の遅延利息として徴収するものであり、納期限までに納付した者との均衡を図り、かつ納期内の自主納税を促進させるという趣旨から制度化されているものであるが、納期限までに市税を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、市税条例第11条第3項の規定により延滞金を減免することとなるが、その取扱いにあたっては、次に掲げる事項に留意して行うものである。

2. 延滞金減免の一般的留意事項

- (1) 減免は原則として滞納者からの申請によって行うものであり、申請行為は減免処理上の要件であること。
- (2) 申請は、別添「延滞金減免申請書」によって申請するものとする。
- (3) 減免するか否かは「延滞金減免申請書」提出時の状態において認定するものとする。
- (4) 減免をする場合は、申請事由について厳正にその理由を確認し、取扱要綱に基づき適当であると認められるものであること。

3. 市税条例第11条第3項による減免

- (1) 市税条例第11条第3項の規定中の「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次のような場合に該当し、かつ延滞金の納付が困難であると認められる場合をいう。
 - ア. 火災などの災害を受けたとき
 - イ. 詐欺、横領などにより財産を失ったとき
 - ウ. 交通事故などの損害賠償をしたとき
 - エ. 売掛債権などの回収が不能または困難と認められる理由があるとき
 - オ. 納税者またはその親族が病気や負傷をしたとき
 - カ. 納税者とその事業を廃止し、または休止しているとき
 - キ. 納税者とその事業に関連して著しい損害を受けたとき
 - ク. その他これに類する特別の理由があるとき
- (2) 減免額については、上記事由の程度により全減または2分の1とする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月29日改正）

改正後の要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月31日改正）

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月31日改正）

改正後の要綱は、令和4年4月1日から施行する。

部 長	室 長	課 長	主 査	係

延 滞 金 減 免 申 請 書

年 月 日

函館市長 あて

住所（所在地）

氏名（名称）

下記のとおり延滞金の免除を受けたいので、申請いたします。

通知書番号	年 度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金	減免申請額 (延滞金)	備 考
				円	円	円	

事	
由	

所 見	

(事由欄記載事項)

1. 事由欄は、原則として申請人に記載させるものとする。
2. 事由欄には、減免を受けなければならない状況を簡潔、明瞭に記載させるように指導すること。

【記載文例】

私は現在〇〇商店を経営しておりますが、令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇会社の倒産により資金繰りが悪化し、未納額を一括納付することが困難な状況となりましたので、分割納付の方法により納付しますので、延滞金については減免をお願いします。

(所見欄記載事項)

延滞金減免申請書の申請事由等について、事実を確認し、減免の許否をした上で決裁を受けること。

地方税法に基づく延滞金の減免

《法律上当然に免除される場合》

1. 徴収猶予に基づくもの

- (1) 地方税法第15条第1項第1号（災害・盗難）
- (2) 地方税法第15条第1項第2号（病気・負傷）
- (3) 地方税法第15条第1項第5号（1号および2号に類する事実）

以上、徴収猶予した期間に係る額、全額免除
(地方税法第15条の9第1項)

- (4) 地方税法第15条第1項第3号（事業の廃止、休止）
- (5) 地方税法第15条第1項第4号（事業損失）
- (6) 地方税法第15条第1項第5号（3号および4号に類する事実）

以上、徴収猶予した期間に係る額、2分の1免除
(地方税法第15条の9第1項)

2. 換価猶予に基づくもの

- (1) 地方税法第15条の5第1項第1号（事業の継続、生活の維持困難）
- (2) 地方税法第15条の5第1項第2号（徴収上有利）

以上、換価猶予した期間に係る額、2分の1免除
(地方税法第15条の9第1項)

3. 滞納処分の停止に基づくもの

- (1) 地方税法第15条の7第1項（滞納処分の停止）

滞納処分の停止をした期間に係る額、全額免除
(地方税法第15条の9第1項)

4. 納付期限の延長に基づくもの

- (1) 地方税法第20条の5の2（災害等による納付期限延長）

延長した期間に対応する部分の延滞金、全額免除
(地方税法第20条の9の5)

《法律上免除できる場合》

1. 徴収猶予に基づくもので、一定の要件に該当するとき

(1) 地方税法第15条第2項

(納期後1年を経過した後に納付額が確定したとき)

(2) 地方税法第15条第1項第3号～第5号(2分の1免除後の残額)

(3) 地方税法第15条第1項～第3項

(徴収猶予期間後に納付したとき)

納付または納入が困難と認められるものを限度として免除することができる (地方税法第15条の9第2項)

(4) 地方税法第20条の9の3第5項ただし書(更正の請求)

猶予した期間に係る額, 2分の1免除

(地方税法第15条の9第3項)

2. 換価猶予に基づくもので、一定の要件に該当するとき

(1) 地方税法第15条の5第1項第2号(2分の1免除後の残額)

(2) 地方税法第15条の5第1項(換価の猶予期間後に納付したとき)

納付または納入が困難と認められるものを限度として免除することができる (地方税法第15条の9第2項)

3. 十分な差押等をした場合

(1) 滞納に係る徴収金の金額を徴収するために必要な財産を差押した場合

差押えされている期間に対応する部分の2分の1に相当する金額を限度に減免することができる。(地方税法第15条の9第4項)

4. 納付委託の場合

(1) 地方税法第16条の2(有価証券による納付委託)

取引期日の翌日から納付または納入の日までの期間に対応する延滞金を免除することができる。

(地方税法第20条の9の5第2項第1号)